[令和元年12月4日改正、12月14日施行]

《225 👉》「あっせん・調停委員会規則に関する細則」の一部改正

新	П
(あっせん・調停委員会の委員の欠格事由)	(あっせん・調停委員会の委員の欠格事由)
第3条 規則第2条第1項ただし書きに規定す	第3条 規則第2条第1項ただし書きに規定す
るあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、	るあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、
次のとおりとする。	次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 精神の機能の障害のため職務を適正に遂	(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産
行するに当たって必要な認知、判断及び意思	者で復権を得ない者
<u>疎通を適切に行うことができない者</u> 又は <u>破</u>	
産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
(3)~(7) (略)	(3)~(7) (略)
<u>附 則</u>	(新 設)
この改正は、令和元年 12 月 14 日から施行す	
<u> 3.</u>	